

## 第1回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年7月20日（木）午前10時～
2. 開催場所 南阿蘇村役場 （2階大会議室）
3. 出席委員 19名  
欠席委員 0名
4. 来賓 南阿蘇村長 吉良 清一  
農政課長 吉里 啓文
5. 総会日程 開会  
任命書の交付  
村長挨拶  
農業委員自己紹介  
事務局職員紹介  
農業委員会会議規則等について  
臨時議長選出  
議事日程 議案第1号 農業委員会会長の互選について  
議案第2号 農業委員会会長職務代理者の互選について  
議案第3号 議席の決定について  
議案第4号 農地利用最適化推進委員の委嘱について  
協議 1 担当地区の設定について  
その他
6. 事務局職員  
事務局長 江藤 誠喜  
係長 後藤 行志  
主査 長野 リエ

7. 会議の概要

発言者	内 容
事務局長	挨拶
村長	任命書の交付（農業委員19名）
村長	<p>～挨拶～</p> <p>皆様おはようございます。それでは一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>本日は早朝よりお集まりいただきまして誠にありがとうございます。昨年の4月1日から改正農業委員会法が施行されまして、それまで公選法で選ばれておりましたけれども、村長が議会の承認を得て任命すると、そしてまた過半数が認定農業者ということで今年初めての任命式ということでもあります。19名の方のうち再任が9名だというふうに思います。また女性の方そして若い方も農業委員におられました大変心強く感じております。南阿蘇村は農業の村でありますので皆様方の今後の更なるご協力ご支援をお願いしたいと思っております。</p> <p>6月の議会で農業予算はそばをつけさせていただきました。コンバインの刈取りを2台、1人一袋1,500円、五千袋を計画しておりまして750万合計の1250万をとりあえずつけさせていただきました。震災によりまして農道や水路等が被災を受け、米を作りたくても作れないという農家の方がたくさんいらっしゃいます。そういう方々に大豆あるいはそばを作付けしていただければという思いで、そばにとりあえず予算をつけさせていただきました。今後につきましては更に手厚くやりたいと考えております。農業機械等も補助したいと思っておりますので、どうぞ今後皆様方のご意見を伺いましてよりよい予算化を考えております。</p> <p>まだ9月議会までにはまだまだ間がありますので、9月議会あるいは3月議会また来年度に向けて予算をつけていきたいと考えておりますので、どうぞ忌憚のないご意見をお聞かせいただきまして村の村政、特に農政が発展しますように皆様のご協力をお願いしたいと思います。今後3年間農業委員としてがんばっていただきますようお願いいたしまして、簡単ですけれども挨拶といたします。どうぞ宜しくお願いいたします。</p> <p>（村長・農政課長、公務のため退席）</p>
事務局長	<p>それでは始めさせていただきます。</p> <p>本日の総会は、改正後初めての総会になりますので、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により村長が召集しております。本日の出席委員は19名です。南阿蘇村農業委員会会議規則第7条の規定により、在任委員の過半数を超える出席ですので会議を成立いたします。本日予定しております議事等につきましてはお手元の総会日程のとおりです。このうち臨時議長の選出までを私のほうで進行させていただきますので宜しくお願いいたします。</p> <p>それでは早速ですが、本日は皆さん初めての顔合わせになりますので、各委員さんから自己紹介をお願いしたいと思います。仮議席番号順に宜しくお願いいたします。</p>
農業委員	～自己紹介～（19名）
事務局	～職員自己紹介～（3名）

事務局長 つづきまして、農業委員会会議規則について、事務局より説明いたします。

事務局 農業委員会会議規則等について読み上げ

事務局長 ただいま説明終わりましたけれども何か質問等ありますでしょうか。よろしいですか？また何かありましたら事務局の方にお尋ねいただければと思います。

それでは本日の議事進行につきまして、ご説明いたします。

議案第1号農業委員会会長、ならびに議案第2号会長職務代理者の互選までをこの後選出いただく臨時議長によって議事進行していただきます。その後の議案につきましては、会議規則第5条の規定によりまして会長に議長を務めていただきます。

それでは議事に入ります前に、本日は初総会の進行にあたり臨時議長を選出したいと思いますが、地方自治法第107条の規定に準じまして、事務局から年長の笠野美津代さんをお願いしたいと考えております。笠野美津代委員さんに臨時議長をお願いしてよろしいかお諮りいたします。

(異議なし)

事務局長 ありがとうございます。それでは臨時議長に笠野美津代委員を指名させていただきます。笠野委員さん議長席の方をお願いいたします。

臨時議長 皆さんおはようございます。只今臨時議長に選出されました笠野でございます。何分にも不慣れでございますので、皆様方のご協力をいただきましてこの重責を無事果たしたいと思っておりますのでどうぞ宜しくお願いたします。

これより議事日程に従い議事を進行してまいりたいと思っております。それでは議案第1号農業委員会会長ならびに議案第2号会長職務代理者の互選につきましては関連しておりますので一括審議いたします。選出方法について事務局の説明を求めます。

事務局 はい。会長の選任につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項に、会長は委員が互選したのものをもってあてるとなっておりますが、氏名推薦にておこなっても差し支えないということでございます。また会長職務代理者につきましては、南阿蘇村農業委員会会議規則第17条第1項に委員が互選したものがその職務を代理する。また第2項にあらかじめ互選しておくことができるとなっております。これまでは旧村ごとで選考委員に出していただき決定していただいております。以上です。

臨時議長 事務局よりの説明がありましたが、いずれの方法がよろしいかお諮りいたします。

委員 例年どおりの選考委員による方法で。

臨時議長 例年どおりでよろしいでしょうか。

それでは選考方法について、事務局の説明を求めます。

事務局 はい。説明します。旧村ごとに2名の選考委員に出していただき決定していただいたので、旧村ごとで2名を選出していただき別室で協議していただきたいと思いま

す。

臨時議長

では事務局の説明のとおり、旧村ごとに2人の選考委員に出いただき別室にて選考していただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

旧村ごと2名の選考委員で別室協議

臨時議長

それでは別室で開催されました選考委員会の代表委員より、会長・会長職務代理者の推薦について発表をお願いいたします。

前会長

それでは私が代表して、会長に白水地区の後藤秀和さんを指名いたしまして、職務代理者に古澤勝康さんをお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

臨時議長

よろしいでしょうか。

全員

(異議なし)

臨時議長

ありがとうございました。これにより、会長・会長職務代理者が承認されましたので、これをもちまして臨時議長の職を解かせていただき、会長に議長となつていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局長

笠野委員さんには大変お世話になりました。それでは会長ならびに会長職務代理者の方にご挨拶をお願いしたいと思います。宜しくをお願いいたします。

会長 外

会長・会長職務代理者 挨拶

会長

それでは議事を再開します。審議の前に、議事録署名委員の指名をおこないます。署名委員に島田豊委員、宇藤欣喜委員をお願いいたします。

会長

それでは議案第3号の「議席の決定について」事務局より説明を求めます。

事務局

はい。説明いたします。会議規則では「くじ」で定められておりますが、これまでの議席決定につきましては、地域・委員年数・年齢等を考慮しまして決定されておりました。これまでのとおりの方でおこなうならば現在お座りいただいている議席のとおりとなります。また、先ほど申しましたとおりくじで議席を決める方法もございます。以上説明終わります。

会長

事務局の説明が終わりましたので、いかがいたしましょうか。

委員

今までどおり

会長

では、委員からあつたように今までどおりでよろしいですか。

<p>委員全員</p> <p>会長</p> <p>事務局</p> <p>会長</p> <p>会長</p> <p>会長</p> <p>会長</p>	<p>はい</p> <p>それでは、委員会の議席を別紙のとおり定めさせていただきましたので、次回より宜しく願いいたします。</p> <p>では続きまして、議案第4号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p> <p>資料の7ページをご覧ください。次の者を南阿蘇村農地利用最適化推進委員に委嘱することについて農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、南阿蘇村農業委員会の承認を求めるものでございます。推進委員につきましては名簿に記載された20名の方々ですのでご審議の程宜しく願いいたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第17条の規定による農地利用最適化推進委員の委嘱について審議いたします。人事案件についてご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>農地利用最適化推進委員は名簿のとおり設定いたします。</p>
<p>会長</p> <p>事務局</p> <p>会長</p> <p>3番</p> <p>事務局長</p>	<p>次に協議事項1担当地区の設定について協議いたします。事務局より説明を求めます。</p> <p>8ページ目をご覧ください。こちらに旧村ごとの白水地区・久木野地区・長陽地区と分けております。太い線2重線になっているところで区切りをさせていただいて担当地区の設定を考えております。</p> <p>中立的立場の農業委員さんがいらっしゃいますので、こちらの方を中松区に入れてよいかも協議をお願いします。以上です。</p> <p>只今事務局より説明がありましたがご意見はございませんか。</p> <p>今の中立的立場の農業委員さんの件ですけど、今までは中松1区2区3区に3人おりました。今農家数も増え現在の地区担当の2人では仕事量が大きくなりますので、よければ中立的委員さんを中松地区に入れていただきたいと思います。以上です。</p> <p>中松区にということですね。皆さん異議ありませんか。</p> <p>なければ、白水地区の中松1区2区3区の担当に入ってくださいということで宜しくお願いします。</p>

会長 何か意見はございませんか。無いようでしたら次回農業委員会総会の日程を決めたいと思います。事務局からいいですか？

事務局 8月10日の木曜日はいかがでしょう。

14番 日にちはいいのですが、時間帯が10時から始まると農繁期の忙しい時期がありますので、時間を変えていただくということができるんですか。例えば10時から始まる時期もあるし、私がイチゴをしているのでイチゴの収穫が忙しいときに10時ごろになると非常に忙しいので、それを午後2時からにさせていただけるならと思いますがどうでしょうか。

会長 14番委員から意見がありましたけれども、高森町は1時からとかいろいろあった。なので皆さんの意見を聞いて。

11番 ですね。皆さんが良いと言われるのであれば柔軟な対応をしていくということにしているのではないですか。

12番 それは月で、オールシーズンではなくて。

9番 基本を10時に決めておけば良いのでは。

12番 その判断を誰がするかではないか。

3番 逆に9時からということもある。事務局が対応できるか。

14番 自分の気持ちとしては、要するに10時頃から始まるとイチゴの収穫時期は非常にちょうど収穫しなければならない時期にかかるので、できるならば11月から4月頃までを昼から2時ごろからにさせていただけるなら個人的に思います。

9番 逆にいうと、私はライスセンターをしている関係上、2時という中途半端な時間になるので、10時ごろからぱっと終わらせてもらった方がよいように思います。

14番 年を通してではなく時期で対応してもらえるとありがたいなと思います。

9番 それならいいと思います。基本は10時くらいにしておいて。

事務局長 それではその都度何時というのを決めたらいかがですか。

11番 その都度その都度協議して決めていけばいいのではないかと。

14番 すみませんが、宜しくお願いします。

会長 それでは時間は、日程を決めるようにその都度時間も相談するということではないでしょうか？

全員	「はい」
18番	すみません。いいですか？私の仕事上木曜日というのは出荷があるんです。午前中花の出荷をしないといけなくて、金曜日というのはできないのでしょうか。
会長	そうではなくて10日になっていて、10日が都合が悪ければ前後にずらすことができます。10日が都合が悪いということで、11日は祝日になりますので、9日はどうですか？
9番	お盆になるので早めたほうが良いのでは。
17番	9日は牛の競りがあります。
会長	それでは8日の10時からでいいですか？
全員	「はい」
12番	日程が決まってから場所をとらないといけなので、場所が変わる可能性もありますね？
事務局長	そうです。何ヶ月も前に入れてある予定があります。当然申告時期にはここが会場になりますので時間と場所は必ず通知で確認していただくようお願いします。
3番	場所と時間は、目立つように太文字で記入してくれませんか。
事務局	わかりました。
会長	それでは次回は8月8日、10時で宜しくお願いします。 他に事務局から何かありますか？
事務局	〈連絡事項〉 ① 農業委員会総会については、基本的には毎月10日、10日が休日の場合は前開庁日となっていますが、この場の協議で次回分は決定することとなりましたので確認をお願いします。 ② 総会当日の現地確認について、農地法第4条、第5条の申請があった場合、農地の転用申請については、総会での審議前に現地確認をしております。確認は総会当日旧村単位でおこないますので各庁舎（旧白水・旧久木野・新庁舎）で集合して現地確認後総会で審議をします。現地確認が無い場合もありますので、開催通知で確認をお願いします。 ③ 議案の受付、発送については、議案の受付は毎月25日で締め切っています。その後議案書を作成し、翌月10日の総会で審議します。議案の受付には別紙3の確認書が必要です。申請者が担当地区の委員さんに申請内容等の説明をおこなうよう指導しますので、内容確認のうえ署名捺印をお願いします。なお、その案件につきましては総会での議事の説明は担当地区の委員さんがおこないます。議案の説明は別紙4をご参照ください。個人情報保護条例により個人名は控えるよう

にとなっております。

- ④ 農業委員会の取り決め事項として、農地法第4条、5条の申請については、総会5日前頃を目処に申請内容を委細に把握するために、申請人と地区担当委員、事務局の三者立会いで現地確認ならびに書類審査等をいたします。その際は連絡いたします。
- ⑤ 農業者年金ならびに農業新聞について、農業者年金に入らせていただくことができる方の名簿等を事務局で用意しております。加入促進をおこなって今後の若い農業者の年金の拡充を考えておりますので宜しくお願いします。  
農業新聞の購読も業務の一部となっておりますので未購読の農業委員さんは購読をお願いします。
- ⑥ 8月1日に新任農業委員さんと、最適化推進委員さんの研修会が宇城の小川で開催されます。バス等の手配をしておりますので皆さんの参加をお願いします。  
日程、集合場所は後日通知いたしますので宜しくお願いします。  
その他、資料を添付しておりますのでご一読ください。  
最後に、農業委員会の活動記録簿について説明例をつけておりますので、一月分の活動記録を翌月の総会時に必ずご提出ください。事務局からは以上です。

会長 他にございませんか？

- 11番 農業委員会とは関係ない部分もありますが、再生協議会から、今月から転作の現地確認作業に農業委員さんも各地区回っていただきますが、現在、特にWCSにおいて「ひえ」や草が多いという苦情が出ております。本当に厳しい状況にあるWCSについては交付金の対象から消去しております。今年すでに2件ほど取り消しました。例えば新規就農者や転入者は無農薬栽培ということで植付けされ、主食用と同じような栽培をしてくださいと指導しているが、無農薬栽培は肥料も農薬もやらず植えっぱなしでよいというような感覚でおられる。農地を貸す人が栽培や交付金等についても指導をしてほしい。WCSの補助金は8万円あるので何も手をかけずにお金だけもらうことはできない。そのような苦情が多いので農業委員さんも指導的立場にありますので、状況を承知していただき指導等を宜しくお願いします。

会長 他に何もありませんか。  
何もないようでしたら、平成29年度第1回農業委員会総会を閉会します。

議事録署名者

1番 島田 豊

2番 宇藤 欣喜